

おだわら若者応援コンペティションQ&A

No	質問	回答
1	法人は応募可能ですか？	応募することはできません。
2	日本以外の大学の学生ですが応募可能ですか？	大学の所在地や学生の国籍問わず応募可能ですが、本市のまちづくりにつながる提案に限ります。また、プレゼンテーション審査には、実際に審査会場までお越しいただき、日本語で説明していただきます。
3	一人（一団体）で複数のアイデアを応募することは可能ですか？	複数のアイデアの応募は不可とさせていただきます。一番自信のあるアイデアを提案してください。
4	15歳以上で高等学校には在学していませんが、応募は可能ですか？	可能です。
5	過去に学校内などで作成したアイデアを、提案内容として応募することは可能ですか？	可能です。
6	過去のアイデアコンテストなどで受賞したアイデアを応募することは可能ですか？	過去のアイデアコンテストで受賞した際の賞金や補助金で事業を実施している場合は、応募することはできません。
7	市内在住ではありませんが、応募可能ですか？	本市のまちづくりにつながるアイデアを提案いただける方であれば、市外の方も応募可能です。
8	団体の場合、人数制限はありますか？	人数制限は設けていません。
9	団体に申請する場合、40歳以上の方が入っていても応募できますか？	団体の場合は、すべての方が15歳以上40歳未満であることが条件となります。
10	応募方法を教えてください。	募集要項「10 提案書類の受付等」をご確認ください。
11	応募用紙はどこで入手できますか？	ホームページをご確認ください。 なお、申請には、下記の様式が必要となります。 ・小田原市若者応援事業費補助金事業認定及び交付申請書（様式第1号） ・事業計画書及び概要書 ・収支予算書（様式第2号） ・運営体制報告書（様式第3号） ・保護者等による同意書（様式第4号）（令和6年4月1日時点で18歳未満の者が申請・参加をする場合のみ）
12	個人での申し込みの場合、運営体制報告書（様式第3号）の提出は必要ですか？	個人での申し込みの場合は、「2 構成員」のみ記入してください。
13	保護者等による同意書（様式第4号）は、父母両方の提出が必要ですか？	保護者1名が記入したもので構いません。
14	事業計画書及び概要書の様式はありますか？	任意様式となりますが、パワーポイント等を使用し、A4サイズで作成してください。（詳細は、募集要項P4「10 提案書類の受付等」提出書類」をご確認ください。
15	事業計画書に写真やイラストを使用することは可能ですか？	可能です。事業計画書は審査の大きな判断材料となります。ぜひ写真やイラストを使って分かりやすい資料を作成してください。
16	事業計画書のページ制限はありますか？	上限は定めていません。ただし、プレゼンテーション審査の時間は、10分以内とする予定です。
17	市民投票はどのように行いますか？	市ホームページ上で、応募時に提出していただく概要書をもとに、行う予定です。
18	受賞したアイデアのPRなどはしてもらえますか？	市ホームページ等で周知していく予定です。
19	旅費を申請する予定です。新幹線や特急を使用することはできますか？	原則として「駅すばあと」を利用して検索し、定められた条件で検索した経路の中で、一番早い経路を選択して算定してください。新幹線や特急は、片道80キロメートル以上の区間において適用可能です。なお、定期併給部分は、旅費の計算から除いてください。
20	今回の取組には、事業収入も充てる予定です。その場合の補助金の額は、どのように計算したいですか？	補助金以外の収入がある場合は、補助対象経費（収支予算書（様式第2号）の支出欄①～②）からその収入額を差し引いた額を補助します。なお、差し引いた額が0円又はマイナスとなる場合は、補助金を交付することはできません。
21	食糧費について、「※昼食代等は除く」とありますが、構成員の昼食代を指していますか？ イベント内でお茶や食事をしたいのですが、それらは食糧費として補助対象経費として申請できますか？	食糧費は、打ち合わせやイベント当日に必要な外部講師等にお渡しするお茶、茶菓子等を想定しています。そのため、構成員やイベント参加者の昼食代（お茶等を含む）は補助対象経費として申請することはできません。